

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国新個人所得税法における税額計算事例のご紹介

2019年1月より、中国個人所得税改革が本格的に施行されました。総合課税の導入、特別付加控除の新設等により、中国従業員だけでなく、日本企業の中国駐在員も大きな影響を受けると考えられます。今回は、事例により新個人所得税法における現地駐在員の月ごとの所得税額と実際の手取り額を解説します。

事例

A氏は日本会社の中国子会社の総経理を勤めており、基本給は月額75,000元と仮定します。特別控除額または外国国籍者の特別控除は5,000元と仮定します。基礎控除額は5,000元です。各月の所得税額計算式¹は以下のとおりです。

1月所得税額 = (1月基本給 - 1月基礎控除、特別控除額) × 税率 - 速算控除額

2月所得税額 = (1月と2月基本給 - 1月と2月基礎控除、特別控除額) × 税率 - 速算控除額 - 1月所得税額

3月所得税額 = (1月～3月基本給 - 1月～3月基礎控除、特別控除額) × 税率 - 速算控除額 - 1月と2月所得税額

上記の計算式に基づいて、A氏の1～3月の所得税額は以下のとおり算出されます。

1月所得税額 = (75,000 - 10,000) × 10% - 2,520 = 3,980元

2月所得税額 = (75,000 × 2 - 10,000 × 2) × 10% - 2,520 - 3,980 = 6,500元

3月所得税額 = (75,000 × 3 - 10,000 × 3) × 20% - 16,920 - 3,980 - 6,500 = 11,600元

※ 1月の課税所得は65,000元となり、所得税の速算表に基づいて、10%の所得税税率となります。

※ 3月の課税所得は195,000元(75,000 × 3 - 10,000 × 3)元となり、所得税の速算表に基づいて、20%の所得税税率となります。

A氏の個人所得税計算明細

	基本給	基礎控除 特別控除額	課税所得	税率	所得税額	手取り額
1月	75,000	10,000	65,000	10%	3,980	71,020
2月	75,000	10,000	65,000	10%	6,500	68,500
3月	75,000	10,000	65,000	20%	11,600	63,400
4月	75,000	10,000	65,000	20%	13,000	62,000
5月	75,000	10,000	65,000	25%	14,250	60,750
6月	75,000	10,000	65,000	25%	16,250	58,750
7月	75,000	10,000	65,000	30%	18,000	57,000
8月	75,000	10,000	65,000	30%	19,500	55,500
9月	75,000	10,000	65,000	30%	19,500	55,500
10月	75,000	10,000	65,000	30%	19,500	55,500
11月	75,000	10,000	65,000	35%	22,250	52,750
12月	75,000	10,000	65,000	35%	22,750	52,250

所得税の速算表

年度課税所得		税率	控除額
0	36,000	3%	0
36,000	144,000	10%	2520
144,000	300,000	20%	16920
300,000	420,000	25%	31920
420,000	660,000	30%	52920
660,000	960,000	35%	85920
960,000		45%	181920

特別控除項目

特別付加控除項目	控除標準額
住宅ローン利息	12,000元(月額1,000元)
住宅賃貸料	9,600元～14,400元 (月額800元～1,200元)
老人扶養	24,000元(月額2,000元)
子女教育	12,000元(月額1,000元)
継続教育費	3,600元～4,800元
高額医療費	60,000元(限度額)

¹ 社会保険等の影響を考慮しない。



Grant Thornton

An instinct for growth™

上表で示したように、新個人所得税法の施行後は、月ごとの所得税額が右肩上がりに上昇する一方で、毎月の手取額が徐々に減少します。1月の71,020元の手取額と比べて、12月の手取り額が52,250元となり、約2万元減少します。従って、従業員や駐在員の家計に大きな影響を与えると考えられますので事前の個人所得税のタックスプランニングをお勧めします。

お見逃しなく！

新個人所得税の施行に伴い、特別控除項目制度も導入されました。従来の通達による、外国籍者向けの免税手当（住宅手当、食事手当、クリーニング手当、引越手当、ホームリーブ、語学研修手当、子女教育手当）は依然として有効（従来の特別免税手当と現行の特別控除項目制度のいずれかを選定することが可能）ですが、中国籍者との統一を図るために、2022年1月1日より廃止されます。